

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく 社会福祉法人びわこ学園の行動計画

びわこ学園では、令和3年度より「次世代育成支援対策推進法」および令和5年度より「女性活躍推進法」に基づき、職員の多様な働き方の推進と環境整備に取り組んできました。

その成果として、女性の活躍推進に関する取組が優良であると認められ、以下の認定を受けました。

- 厚生労働大臣認定「えるぼし」認定 3段階目（全4段階中）
- 滋賀県「女性活躍推進企業認定証」二つ星（全三つ星中）

これらの認定は、職員のキャリア形成支援、育児・介護との両立支援、管理職への登用促進など、組織全体での継続的な取組の成果といえます。

今後は、次期行動計画において両制度に基づく取組を一体化して推進し、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の「くるみん認定」取得を目標に掲げます。引き続き、職場環境のさらなる整備と支援体制の充実に努めてまいります。

計画実施期間 令和8年1月1日～令和10年3月31日

目標1 課長級以上に占める管理職の女性比率を50%以上で維持する

<取り組み>

令和8年度（令和8年1月1日から） 管理職の割合を算出し、次年度配置に向けて検討する
令和9年度 4月時点で50%以上の配置を目指す

目標2 男性の育児休業の取得割合を80%以上で維持する

<取り組み>

令和8年度（令和8年1月1日から） 育児休業についての説明動画を作成し、育児休業取得のメリットを伝える
令和9年度 育児休業について職員全員に周知し、申出しやすい雰囲気作りに努める

目標3 労働者一人当たりの各月の所定外労働時間合計数を令和8年度と比較して令和9年度は10%削減する

<取り組み>

令和8年度（令和8年1月1日から） 業務内容の洗い出し、効率化に向けての取り組みを行う
令和9年度 部門ごとの平均所定外労働時間を毎月集計し、だれでも確認できるようにする

目標4 男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のために、取得しやすい環境整備に努める

<取り組み>

令和8年度（令和8年1月1日から） 制度の点検をし、改善に向けて取り組む
令和9年度 改善を実施し運用の確認や点検をする

令和7年12月15日